

沿岸広域振興局長告示第87号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年10月16日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
0350200010	はまゆり学園	宮古市崎山第5地割88番地	岩手県沿岸知的障害児施設組合	平成24年10月1日